

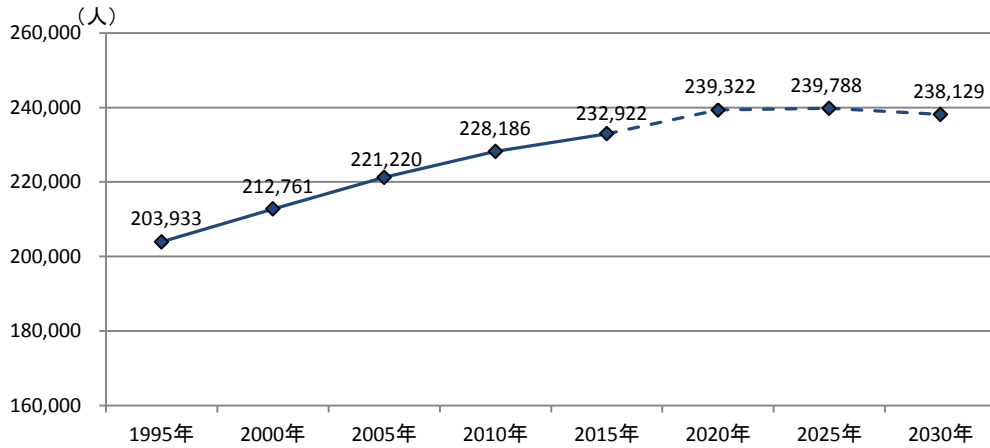
Ⅲ 市の現状と課題

1. 大和市の人口・世帯

①人口・世帯数の推移

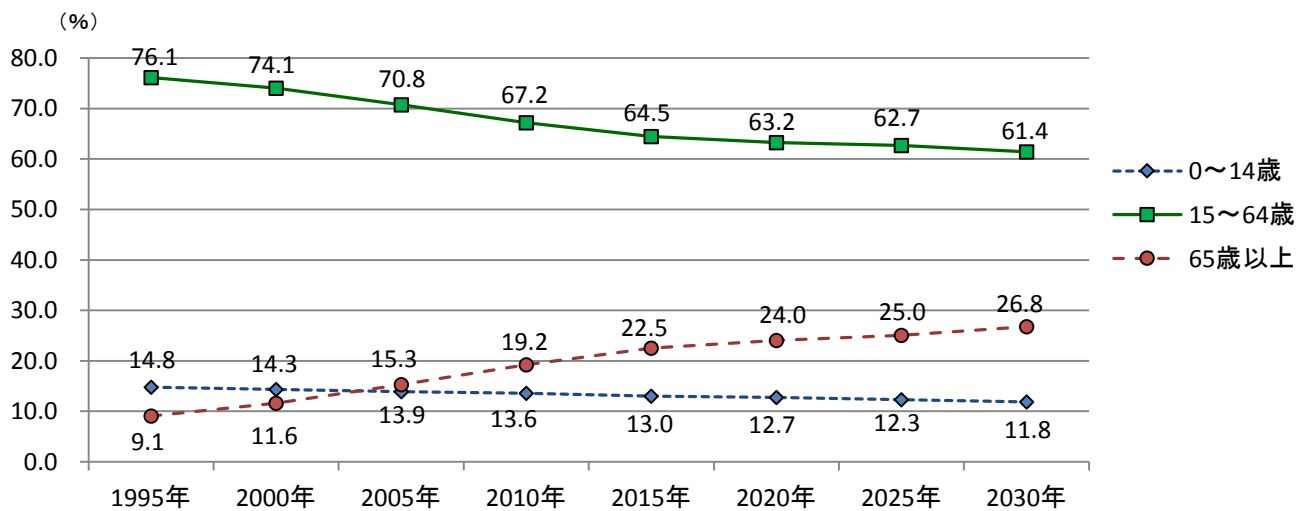
市の総人口は、市制施行以来一貫して増加してきました。しかし、今後は2023年まで増加し、その後は徐々に減少していくと予測されています。年齢別の構成は、少子高齢化の傾向が年々顕著になり、2025年には約4人に1人が65歳以上の市民になると予測されています。

《総人口の推移・推計》



資料：1990年～2018年は住民基本台帳（各年4月1日）、2019年～2028年は大和市総合計画推計値、2029年以降は大和市総合計画参考値

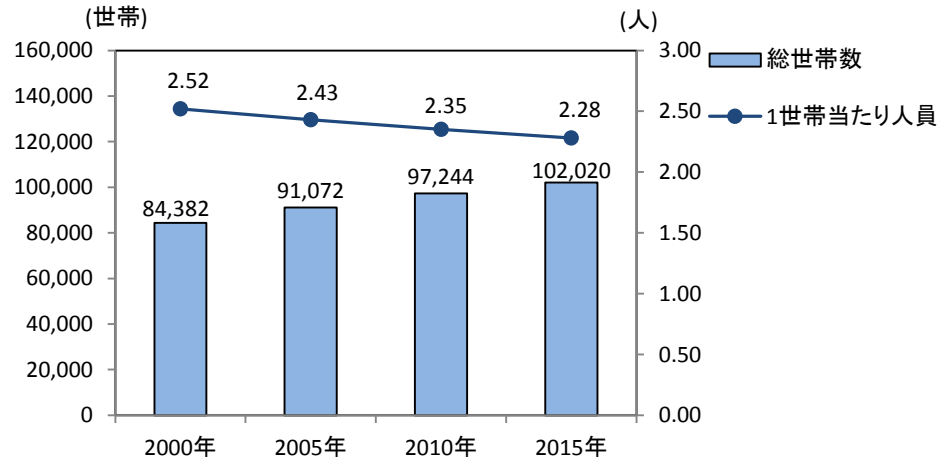
《年齢3階層別人口構成比の推移》



資料：1995年、2000年、2005年は国勢調査、2010年～2018年は住民基本台帳、2019年～2028年は大和市総合計画推計値、2029年以降は大和市総合計画参考値

市の世帯数は一貫して増加しており、2015年には10万世帯を越えました。一方、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、2015年には2.28人となっています。

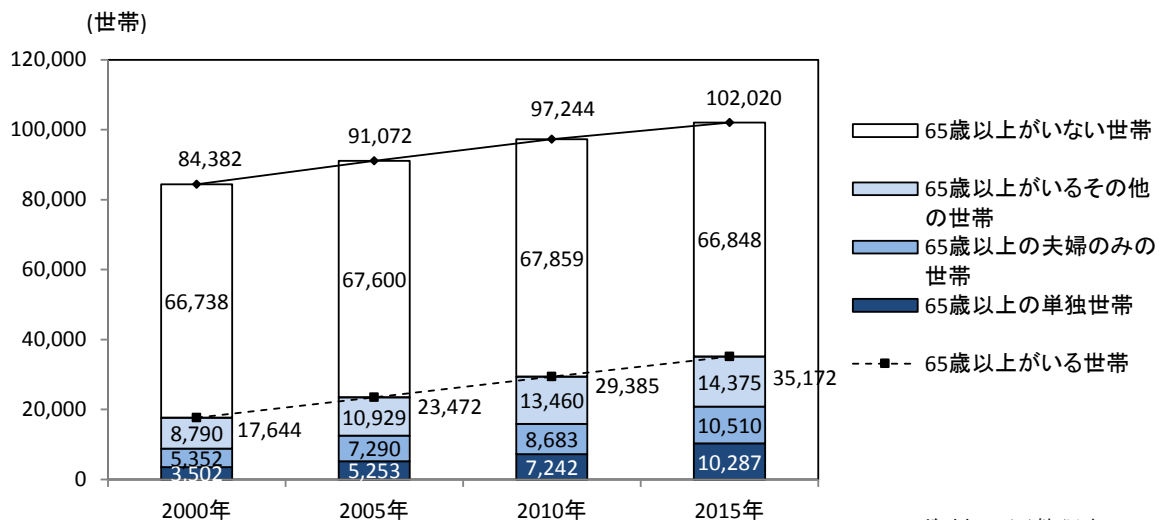
《世帯数の推移》



資料：国勢調査

65歳以上の人がある世帯は、単身世帯、夫婦のみの世帯、その他の世帯のいずれも増加傾向にあり、2015年には合計で35,172世帯となりました。世帯全体に占める割合は34.5%にのぼっています。また、このうち、65歳以上の単身世帯、夫婦のみの世帯も、それぞれ1万世帯を越えました。

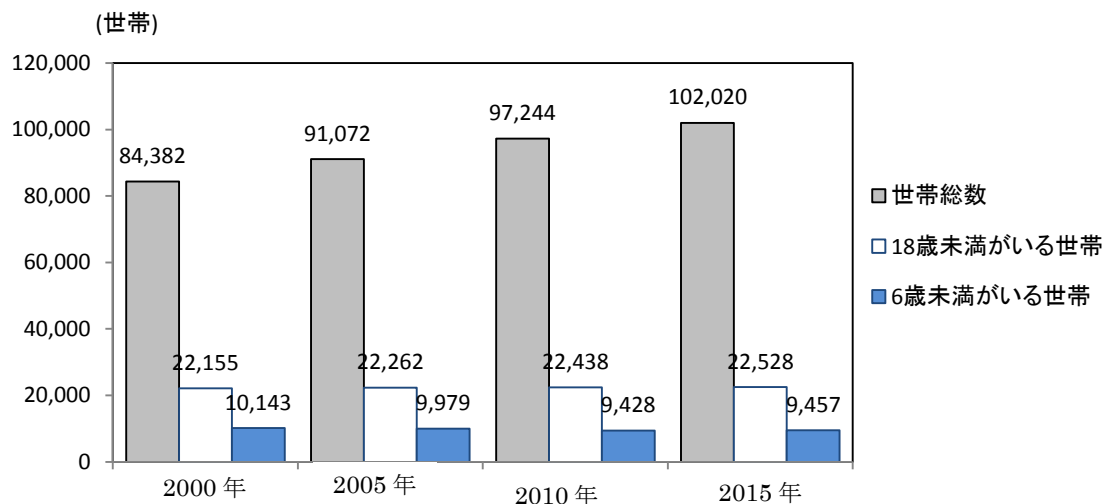
《65歳以上の人がある世帯数の推移》



資料：国勢調査

18歳未満の子どものいる世帯数は22,000世帯台で微増していますが、6歳未満の子どもがいる世帯は1万世帯を割って微減傾向にあります。このことから今後は18歳未満の子どもがいる世帯数も減少に転じると見込まれます。

《18歳未満の子どものいる世帯数の推移》

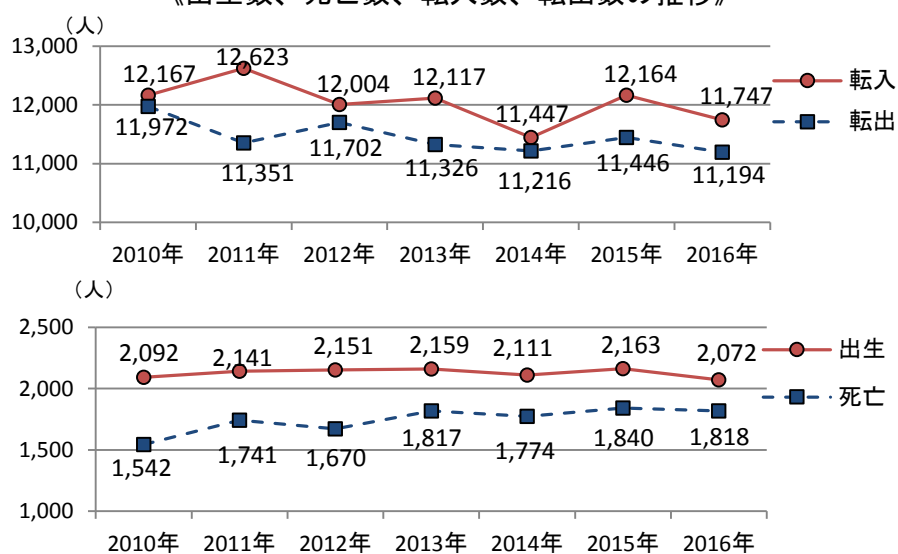


資料：国勢調査

②人口動態

市では、転入数が転出数を上回り、また、出生数が死亡数を上回ってきました。ただし、近年は、出生数が横ばいにある一方で、死亡数は増加傾向にあります。今後は、死亡数が出生数を上回ると見込まれます。多死社会に向けた取り組みが重視されます。

《出生数、死亡数、転入数、転出数の推移》



資料：大和市統計概要

③地域別の人口の推移

市の人口増減の状況は、地域によって大きく異なっています。2013年から2018年にかけては、北部の下鶴間地区、中央林間地区等や、中部の深見大和地区等で人口が増加しており、一方、南部の福田北地区、福田南地区、桜丘地区では人口が減少しています。南部では65歳以上の人口の割合も高くなっています。

人口増加が顕著な地域では、転入者も含めた地域コミュニティの形成、人口減少が顕著な地域では従来の地縁活動の維持や再構築が求められます。

《地域別の人口増減と高齢化の状況》

地区	人口（人）		65歳以上人口（人）（割合％）		人口増減率	65歳以上人口増減率
	2013年	2018年	2013年	2018年	2013～2018年	2013～2018年
大和市全域	231,822	236,653	47,779（20.6％）	55,689（23.5％）	2.1％	16.6％
下鶴間地区	36,676	38,994	6,373（17.4％）	7,906（20.3％）	6.3％	24.1％
中央林間地区	26,404	27,442	4,423（16.8％）	5,142（18.7％）	3.9％	16.3％
南林間地区	28,282	28,635	5,958（21.1％）	6,829（23.9％）	1.2％	14.6％
鶴間地区	21,951	22,476	4,927（22.4％）	5,798（25.8％）	2.4％	17.7％
深見大和地区	26,235	27,552	4,790（18.3％）	5,656（20.5％）	5.0％	18.1％
上草柳地区	14,688	14,744	2,754（18.8％）	3,223（21.9％）	0.4％	17.0％
中央地区	17,198	17,359	3,608（21.0％）	4,367（25.2％）	0.9％	21.0％
桜丘地区	9,757	9,720	2,603（26.7％）	2,823（29.0％）	-0.4％	8.5％
和田地区	12,665	12,777	3,734（29.5％）	4,052（31.7％）	0.9％	8.5％
福田北地区	15,267	14,615	3,264（21.4％）	3,733（25.5％）	-4.3％	14.4％
福田南地区	22,699	22,339	5,345（23.5％）	6,160（27.6％）	-1.6％	15.2％

※地区区分は大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の日常生活圏域の区分

資料：保健と福祉、住民基本台帳（4月1日現在）

④労働力人口の推移

従来、労働力の中心を担っていた男性の15歳～64歳では、労働力人口、主に仕事をしている就業者数(※)ともに減少傾向をたどっています。他方、男女ともに65歳以上では、労働力人口、主に仕事をしている就業者数ともに大幅に増加しており、男性15歳～64歳における労働力人口、主に仕事をしている就業者数を代替しています。この結果、全体の労働力は維持されています。

65歳以上の人も就業する傾向が強まっており、地域福祉活動の担い手の確保、育成に当たっては、就業者への働きかけや、非営利団体・企業等との連携も重要となっています。

《労働力人口の推移》

		2000年	2005年	2010年	2015年	増減率 (2000～2015年)
人口(人)	15歳以上全体	182,144	190,407	192,955	201,694	10.7%
	男15～64歳	81,829	80,701	77,177	76,829	-6.1%
	65歳以上	10,984	15,502	19,528	23,835	117.0%
	女15～64歳	75,645	75,823	72,751	71,681	-5.2%
	65歳以上	13,686	18,381	23,499	29,349	114.4%
労働力人口(人)	15歳以上全体	113,794	114,779	109,438	112,901	-0.8%
	男15～64歳	68,278	66,463	59,659	58,759	-13.9%
	65歳以上	3,484	4,650	6,177	7,464	114.2%
	女15～64歳	40,475	41,502	40,277	42,145	4.1%
	65歳以上	1,557	2,164	3,325	4,533	191.1%
主に仕事をしている就業者数(人)	15歳以上全体	91,208	88,606	83,664	87,311	-4.3%
	男15～64歳	62,589	59,724	53,270	53,641	-14.3%
	65歳以上	2,769	3,603	4,611	5,940	114.5%
	女15～64歳	25,169	24,373	24,410	25,766	2.4%
	65歳以上	681	906	1,373	1,964	188.4%
労働力人口に占める 主に仕事をしている就業者数の割合	15歳以上全体	80.2%	77.2%	76.4%	77.3%	-3.6%
	男15～64歳	91.7%	89.9%	89.3%	91.3%	-0.4%
	65歳以上	79.5%	77.5%	74.6%	79.6%	0.1%
	女15～64歳	62.2%	58.7%	60.6%	61.1%	-1.8%
	65歳以上	43.7%	41.9%	41.3%	43.3%	-0.9%

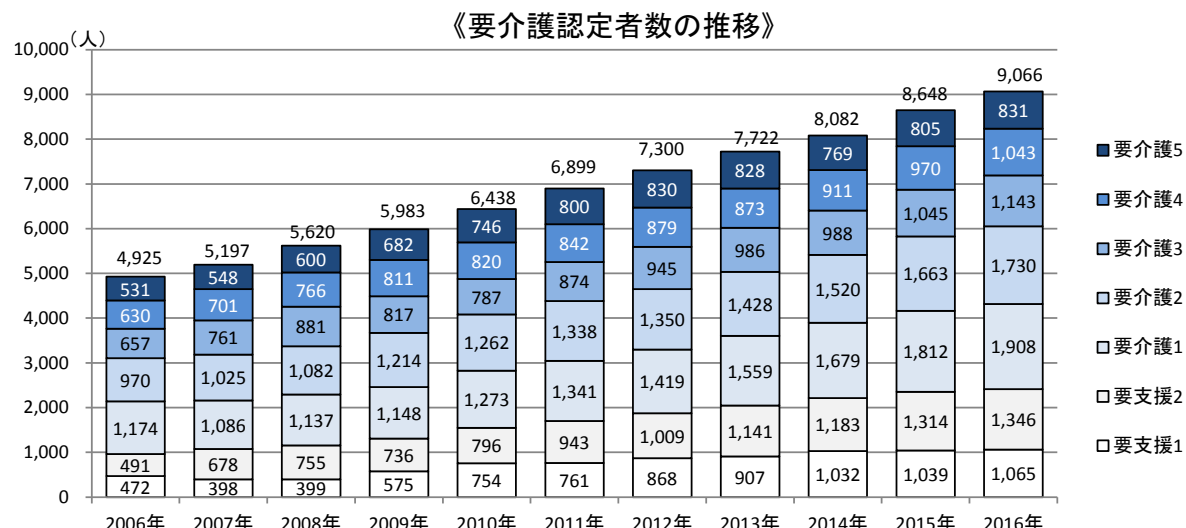
資料：国勢調査

※主に仕事をしている就業者…国勢調査週間中、賃金、給料、諸手当など収入を伴う仕事をした人のうち、家事のかたわらのパートタイマーや休業者などを除き、勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた人。

2. 地域の支援のニーズ

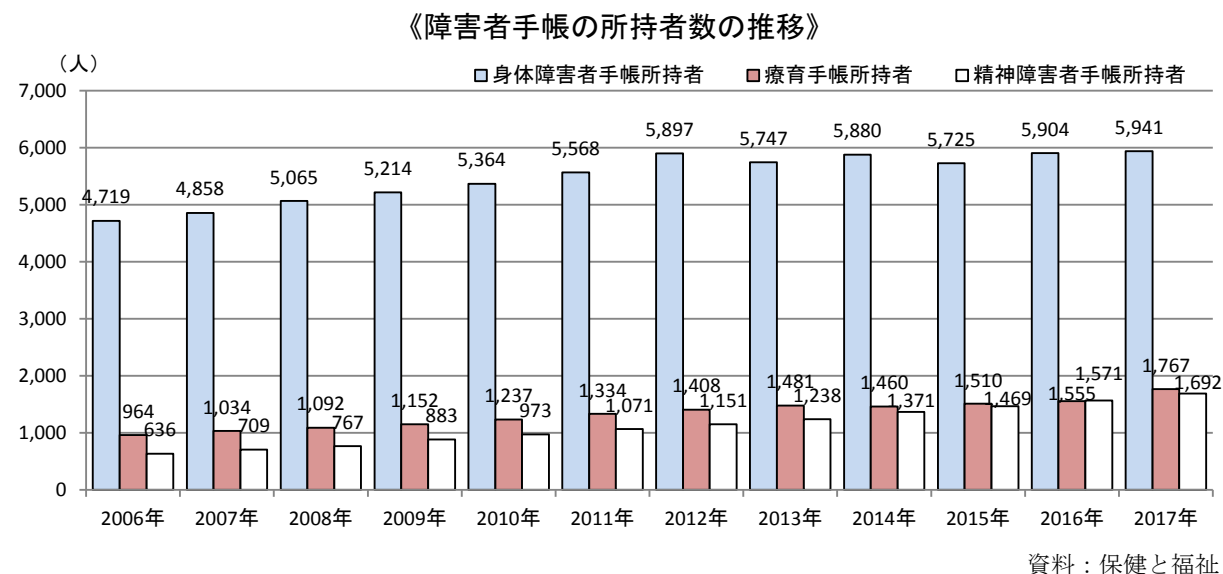
①要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は年々増加しています。2016年度末時点には9,066人となり、10年前の約1.8倍となりました。特に、要支援認定者数の増加が顕著です。介護予防が必要な高齢者、介護が必要な高齢者、それぞれのニーズに合わせたサービス提供や住民による地域での支え合い活動が求められます。



②障がい者数の推移

身体障害者手帳保持者数は、2012年まで増加傾向にありましたが、その後は増減を繰り返しながらも、ほぼ横ばいで推移しています。一方、療育手帳*保持者数と精神障害者手帳保持者数は一貫して増加傾向にあります。

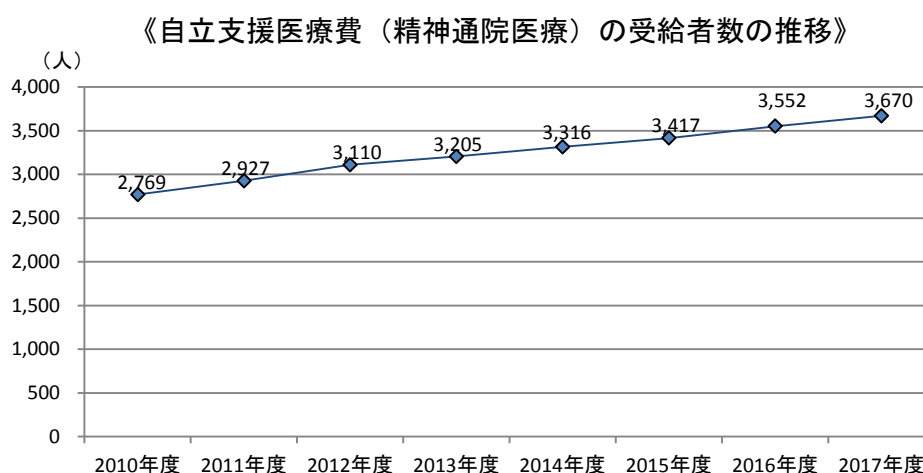


*【療育手帳】：知的障がい児および知的障がい者に交付される障害者手帳。

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。①精神通院医療（精神疾患を有し、継続的に通院が必要な人を対象）、②更生医療（18歳以上の身体障害者手帳所持者で障がいの除去・軽減等の治療を受ける人を対象）、③育成医療（18歳未満の身体障がい児で障がいの除去・軽減等の治療を受ける人を対象）の3種類があります。

精神疾患は、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病とともに5疾病に数えられており、他の各疾病よりも患者数が多くなっています。市の精神通院医療の受給者数は、顕著に増加しており、2017年度には3,600人を超えました。

知的障がい者（児）や精神障がい者（児）の増加に対応した地域での支援体制が求められます。



資料：保健と福祉

③ひとり親世帯

市のひとり親は増加傾向にあり、特に母子世帯が増加傾向です。誰もが安心して子育てができる支援が求められています。

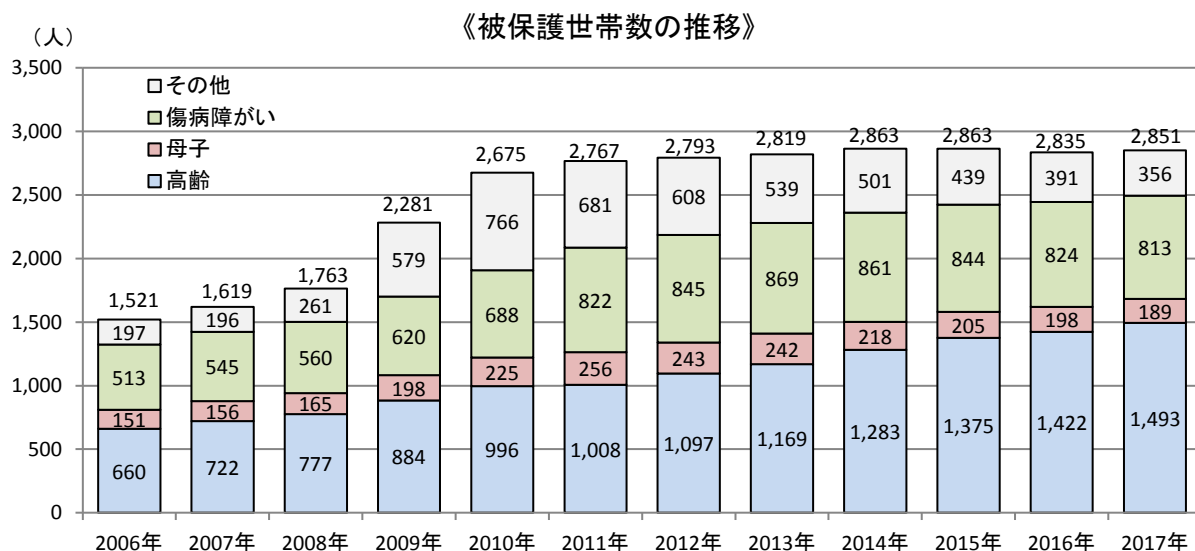
《ひとり親世帯数の推移》

	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
18歳未満の子どもがいる世帯	22,500	22,155	22,262	22,438	22,528
母子世帯	794	1,073	1,284	1,229	1,403
父子世帯	163	162	178	140	157
ひとり親世帯計	957	1,235	1,462	1,369	1,560
18歳未満の子どもがいる世帯数に占めるひとり親世帯の割合	4.3%	5.6%	6.6%	6.1%	6.9%

資料：国勢調査

④被保護世帯

生活保護受給者は、リーマンショック*が起きた2008年から2010年にかけて大幅に増加し、その後は横ばいで推移しています。働ける人がいる世帯（「その他」）における受給世帯数は2010年をピークに減少しているものの、高齢の受給世帯数は一貫して増加しています。各世帯の状況に合わせ、自立支援や適切な生活支援が求められます。



資料：保健と福祉

⑤生活困窮者

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、2015年度より、生活保護の前段階のセーフティネットとして生活困窮者自立支援事業*が開始されました。市では自立相談支援事業*、住居確保給付金*の支給を行っています。

《生活困窮者自立支援事業の利用状況》

	2015年度	2016年度	2017年度
自立相談支援事業の新規相談件数	362	226	201
支援プラン作成件数	49	32	19
住居確保給付金支給者数	31	6	6

資料：保健と福祉

- *【リーマンショック】：2008年に米国証券会社の倒産によって発生した世界的な金融危機。
- *【生活困窮者自立支援事業】：生活困窮者自立支援法に基づき、最低限度の生活を維持することが困難な人への早期支援を包括的・継続的に行い、その生活の自立を図るための事業。
- *【自立相談支援事業】：生活困窮者自立支援事業において、就労その他の自立に関して専門員との相談支援、自立に向けた支援計画の作成等を行う事業。
- *【住居確保給付金】：生活困窮者自立支援事業において、就労の能力と意欲がある人で、住宅を失くしたり、そのおそれのある人を対象に住宅費を支給する給付金。

⑥ 成年後見制度市長申立

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分となった人を保護し、支援する制度です。後見人等を付し、適切な財産管理や契約の取り交わしを行います。成年後見の申立てを行う親族等がない場合には、大和市長が申立てを行うことができます。市長による申立件数は、近年では10件以上に上っています。要介護認定者数や精神障害者手帳保持者数は一貫して増加傾向にあることから、今後、成年後見制度利用者の増加が見込まれます。

《市長申立による法定後見制度の利用件数》

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
計	5	3	10	9	12	13	12	17
高齢者	5	3	10	8	12	8	6	13
障がい者	-	-	-	1	0	5	6	4

資料：保健と福祉

3. 地域福祉の担い手

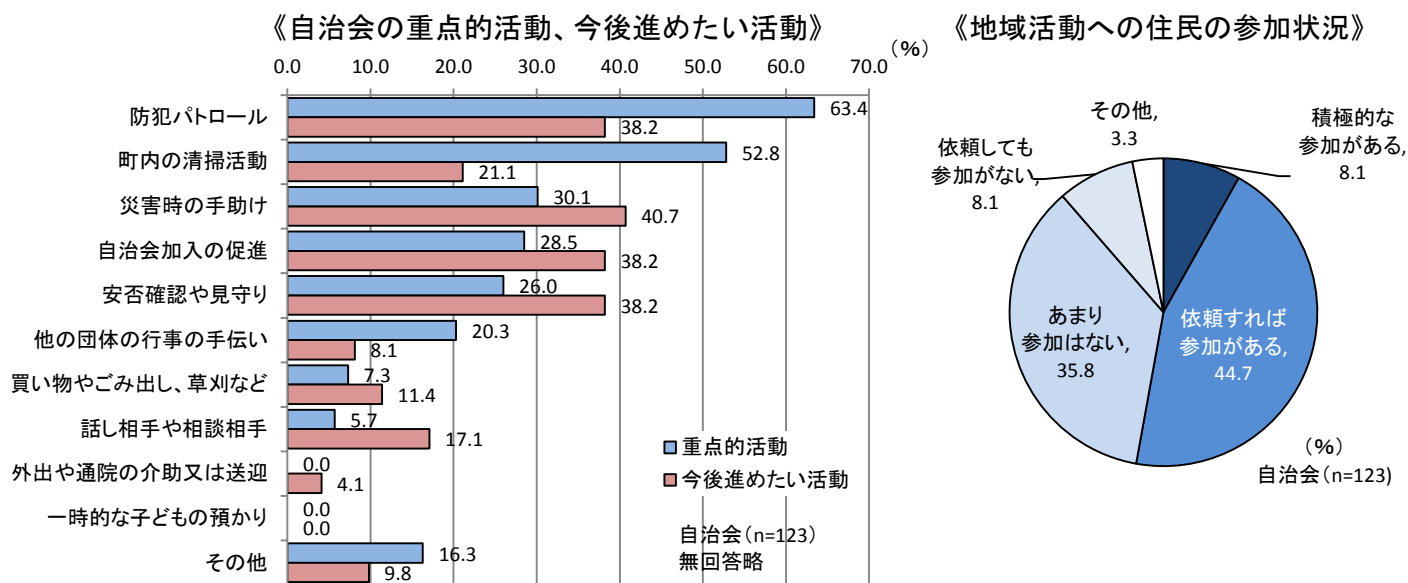
自治会、民生委員・児童委員等地域福祉の担い手や、社会福祉士をはじめとする専門職、当事者団体等にアンケート調査し、地域福祉の現状を把握しました。

①自治会の状況

自治会では幅広い地域活動が行われています。今後進めたい活動としては、「防犯パトロール」に加えて「災害時の手助け」「安否確認や見守り」等が上位に並んでいます。住民の安心・安全な暮らしにとって、自治会は大きな役割を担っています。

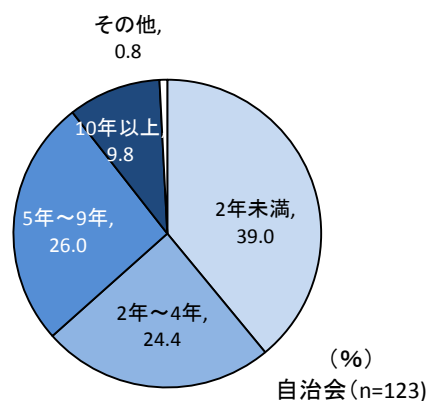
しかし、このような地域活動への住民の参加は、必ずしも積極的ではないとみられます。自治会が関わる地域活動への住民の参加状況について、「積極的な参加がある」「依頼すれば参加がある」と評価している自治会は半数程度であり、残りの大半は「あまり参加がない」「依頼しても参加がない」と評価しています。

自治会のような地域密着型の活動が継続的に行われるように、地域活動の支援や住民の参加促進が重要となっています。



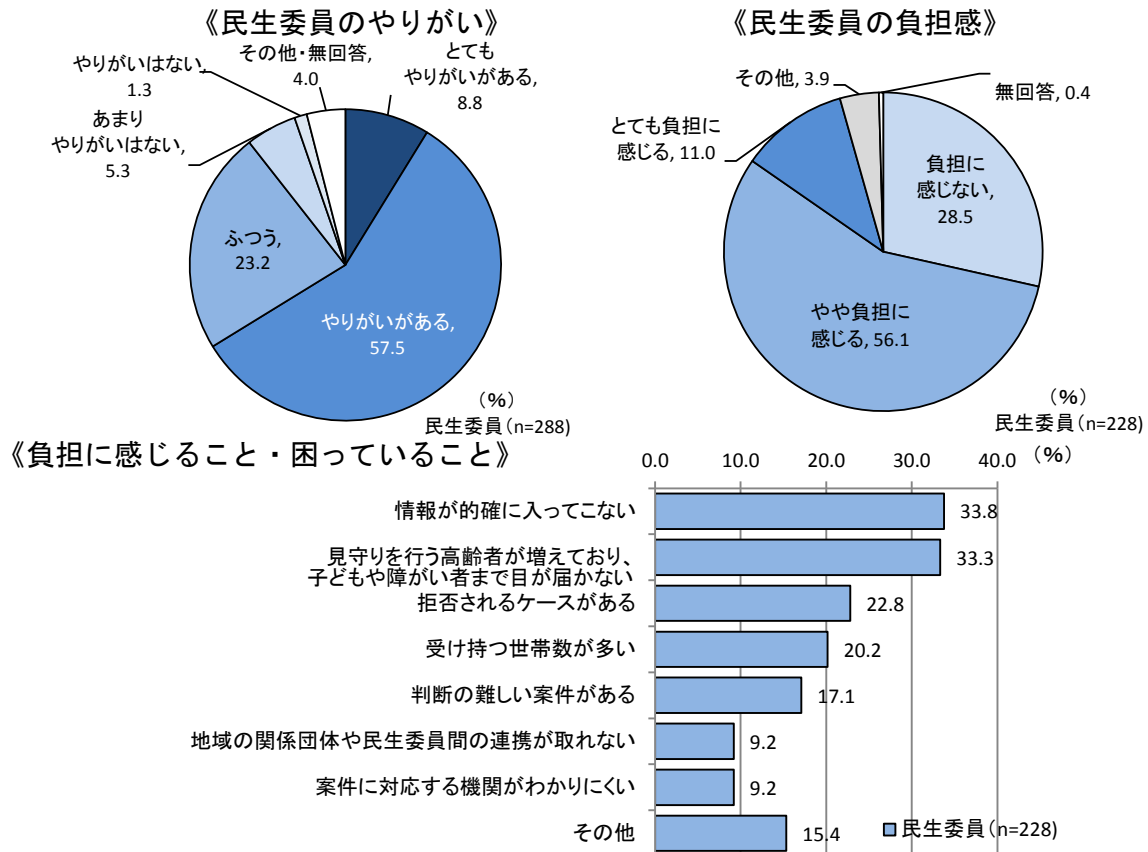
自治会の会長の在任期間は、「2年未満」が39.0%を占める一方、『5年以上』（「5年～9年」「10年以上」の合計）も35.8%にのぼります。長く務めている人が少なくないことから担い手が不足している可能性も考えられます。地域活動の担い手を幅広く育成・確保していくことが求められます。

《自治会現会長の在任期間》

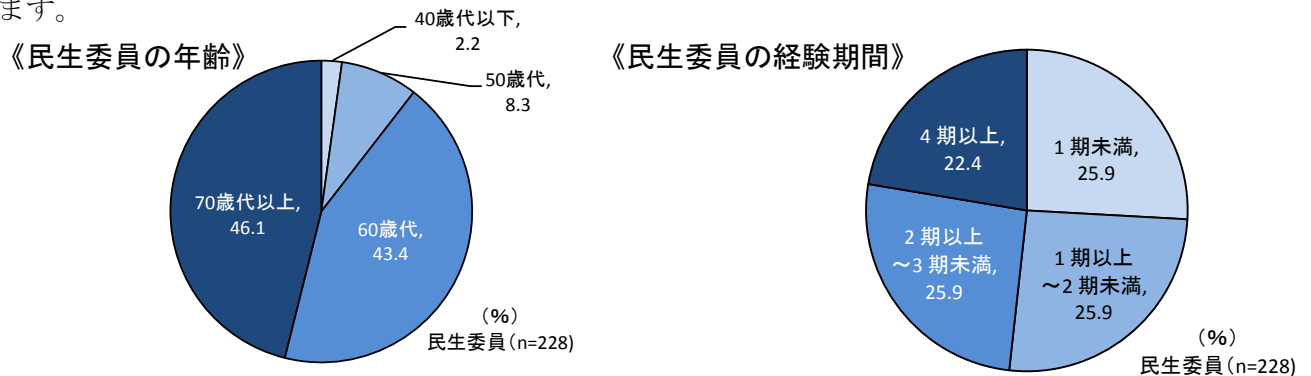


②民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員*の活動に「とてもやりがいがある」「やりがいがある」と感じている人は66.3%にのぼります。その一方で、情報が的確に入っていない等の理由から、11.0%の人が「とても負担に感じる」、56.1%の人が「やや負担に感じる」と回答しました。民生委員活動のやりがいを支え、過度な負担が生じないように、支援体制を整備することが求められます。



民生委員・児童委員の経験期間は「1期未満」(3年未満)が25.9%を占める一方、「4期以上」(12年以上)も22.4%にのぼります。年齢では60歳代以上が9割を占め、また、長く務めている人が少なくないことから、自治会長と同様に、担い手が不足している可能性も考えられます。若い人を含めて、担い手を幅広く育成・確保していくことが求められます。



*【民生委員・児童委員】：社会福祉増進に努める非常勤地方公務員で厚生労働大臣から委嘱される。地域で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。

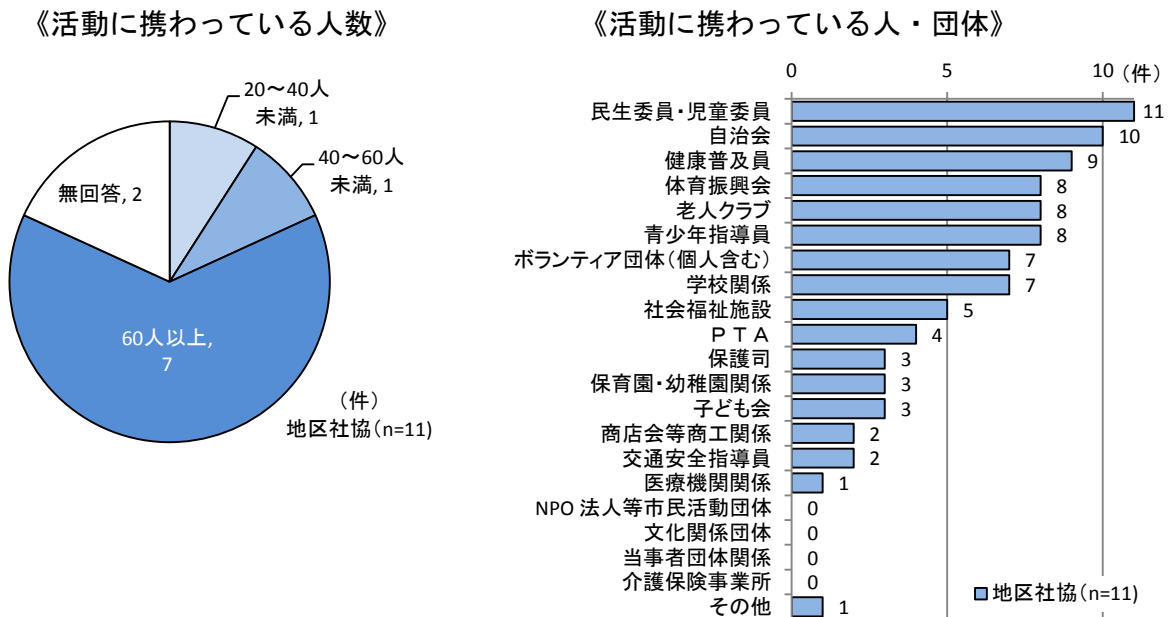
③地区社会福祉協議会の状況

地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）は、地域住民の自主的な地域福祉活動推進組織であり、市内全域11の地域に組織されています。

大半の地区社協では、「民生委員・児童委員」や「自治会」関係者が活動の中心的担い手となっています。このほか、「健康普及員」「体育振興会」等、様々な領域における既存団体や組織の関係者が携わっている地区社協も多くあります。

地区社協においては、既に見守りやサロン活動、個別支援など住民相互の支援活動を実践し、地域福祉活動の一翼を担う組織となっていますが、今後はさらに、地域課題の発見・共有を通じて、多職種・他機関連携を図りながら、地域住民ならではの支援活動を展開していくことが期待されています。

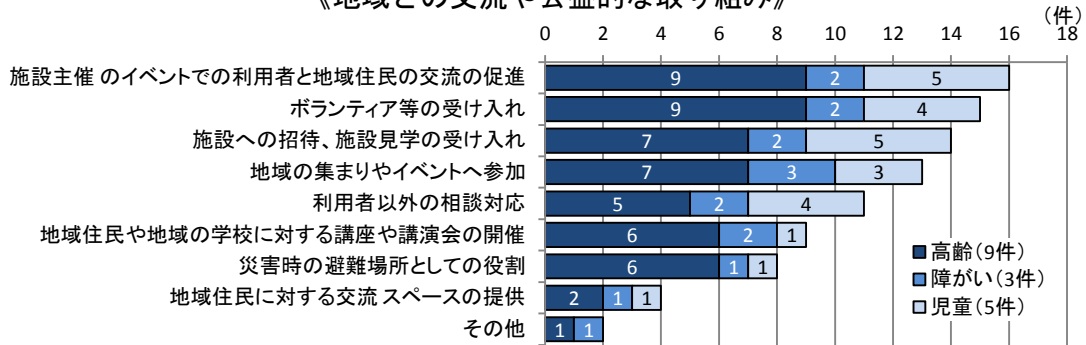
一方で、地区社協は法人組織ではないことから、事務局体制には不安定な面があります。円滑な組織運営や活動推進に向けては、市社協職員による支援が行われていますが、活動拠点や財源の確保、組織運営の担い手育成など組織体制の安定化に向けた支援が課題となっています。



④社会福祉法人の状況

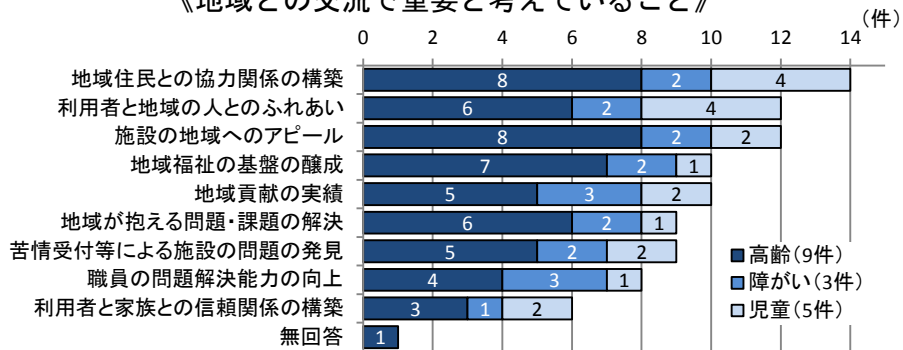
社会福祉法人は、地域福祉の担い手として専門的な福祉サービスの提供等を行うほか、地域における公益的な取り組み等も行っています。市内の社会福祉法人が行っている交流活動や公益的な取り組みは多様であり、市域全体で見ると幅広く厚みのある取り組みが展開されています。中でも「施設主催のイベントでの利用者と地域住民の交流の促進」「ボランティア等の受け入れ」「施設への招待、施設見学の受け入れ」等を行っている社会福祉法人は多くあります。

《地域との交流や公益的な取り組み》



地域との交流で重要と考えることとして、「地域住民との協力関係の構築」「利用者とのふれあい」「施設の地域へのアピール」等を挙げる社会福祉法人が多くあります。この他にも重要視されていることが多くあり、市内の社会福祉法人では、地域との交流には多様な意義が認識されています。

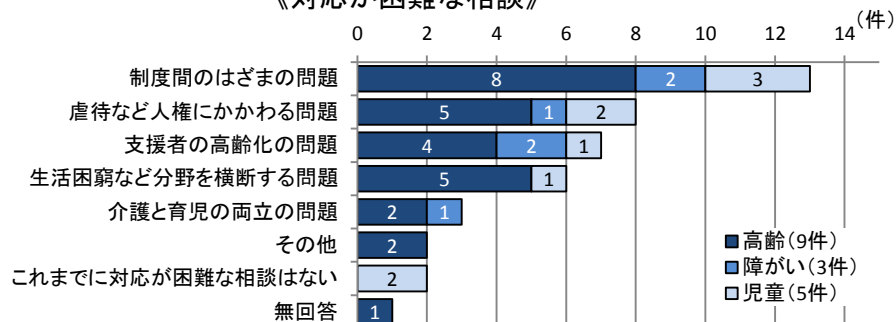
《地域との交流で重要と考えていること》



社会福祉法人は、地域福祉の相談窓口としても重要な役割を担っています。

対応が困難だった相談として「制度間のはざまの問題」を挙げる社会福祉法人が多くあります。従来、対象別の専門的な取り組みを中心とした取り組みが展開されてきましたが、今後、地域共生社会を実現していくには、専門分野のみならずニーズに丸ごと対応していくことが必要となります。そのためには、制度間のはざまを越えて必要な支援につないでいく体制の整備が求められます。

《対応が困難な相談》



⑤ 専門職の状況

地域の生活課題が、多様化、複雑化する中で、発見しづらい課題も数多く発生していると思込まれます。このような中で、必要なサービス・支援を提供していくため、専門職にも多様化、複雑化したニーズを的確に把握し、適切に対応していくことが求められています。しかし、専門職は本来的に専門以外への対応は困難であることから、多様化、複雑化したニーズの把握、対応に向けた他の専門職や関係機関等との連携、専門以外の知見の習得等が重要となります。専門職では、専門機関・関係団体等との連携に関する課題として、「他分野との連携と自身のスキルアップ」「つなぎ先の明確化」「包括的支援の際のまとめ役」等の意見が挙げられており、このような課題に対して地域全体として対応できる体制の整備が求められます。

《発見しづらい課題》

主な意見等
<ul style="list-style-type: none"> ・ダブルケア、生活困窮、虐待、発達障がい、外国籍等が絡む複雑、複合的な課題 ・家族のライフスタイル、地域社会の人間関係

《専門機関や関係団体との連携に関する課題》

主な意見等
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの高齢化への対応⇒障がい分野の専門職との連携 ・複合的な課題をもった世帯への対応⇒他分野との連携と自身のスキルアップ ・行政の縦割りの解消⇒つなぎ先の明確化、包括的支援の際のまとめ役など ・時間的制約がある場合（緊急性を要するケースなど）の対応方法の検討

⑥ 当事者団体の状況

地域共生社会の実現に向けては、支援を受けている当事者もまた可能な役割を担い、誰もが生き生きと活躍できるようにしていくことが求められています。当事者団体からは、地域で生活する上での困りごとや不安として「地域の人との交流が少ない」「障がい者への理解が足りない」「災害時の対応」等が挙げられ、「安全で安心して暮らせる地域」「お互いに認め合える地域」「活動に参加しやすい地域」を望む声が多くあります。そして、このような地域づくりに参加している人、積極的に取り組みたいという意向を持つ人も多くみられました。当事者や当事者団体等の参加の機会の拡大や、参加意向の実現を図り、誰もが自分の状況に応じて活躍できる社会の実現が求められます。

《地域活動への参加、地域との関わり》

	主な意見等
参加・実施している活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動 ・地域の集会、委員会、行事等への参加 ・施設でのボランティア活動 ・小中学校での手話 ・スポーツ活動等を通じた交流・コミュニケーション ・互いを認め合い、支え合える地域社会づくり ・啓発活動（自分の障がいの講話）
参加・活動意向	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サークル活動に参加したい ・地域活動に参加したい ・自治会、民生委員と関わりを持ちたい

成年後見制度の利用に関しては、不安や懸念を持つ人も少なくありません。このため、当事者や家族が信頼できる制度の構築・運営が利用促進に向けての課題となります。また、制度の周知が十分に進んでいない面もうかがえることから、制度の啓発も課題となります。

《成年後見制度》

	主な意見等	
不要	<ul style="list-style-type: none"> ・判断できるため不要 ・家族がいるため不要 	
関心・理解	<ul style="list-style-type: none"> ・詳しく知りたい ・よくわからない／理解が進んでいない 	
不安・懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人に悪用されないか不安 ・手間や費用がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・良い人が見つかるか不安 ・制度の評判が悪い

⑦地域の課題と連携・協働

地域の問題点や課題としては、「高齢化等により地域活動の担い手が足りない」「住民の地域活動への参加が少ない」「住民同士のつながりが希薄である」が多く挙げられています。この認識は、自治会、民生委員・児童委員、地区社協に共通した認識となっています。地域の人材育成・確保、住民の参加促進は喫緊の課題となっています。

《地域の問題点や課題（上位3位）》

	1位	2位	3位
自治会 (n=123)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により地域活動の担い手が足りない (75.6%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の地域活動への参加が少ない (66.7%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士のつながりが希薄である (44.7%) ・災害に対する備えが不十分である (44.7%)
民生委員・児童委員 (n=228)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により地域活動の担い手が足りない (65.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の地域活動への参加が少ない (61.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士のつながりが希薄である (43.4%)
地区社協 (n=11)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により地域活動の担い手が足りない (10件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士のつながりが希薄である (7件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の地域活動への参加が少ない (6件) ・地域での活動拠点が少ない (6件)

今後必要と考える取り組みとして、自治会と民生委員・児童委員からは「若い世代の地域活動への参加の推進」が最も多く挙げられています。一方、社会福祉法人からは、「関係機関による連携体制の推進」が最も多く挙げられています。

若い世代も含む多様な住民の参加拡大、関係機関による連携体制の整備は、どちらも地域共生社会の実現に向けて不可欠です。従来の取り組みを基盤として、より一層強力に進めていく必要があります。

《今後必要と考える取り組み（上位3位）》

	1位	2位	3位
自治会（n=123）	・若い世代の地域活動への参加の推進（67.5%）	・関係機関による連携体制の推進（34.1%）	・世代間交流から専門職への相談までできる地域の拠点づくり（26.0%）
民生委員・児童委員（n=228）	・若い世代の地域活動への参加の推進（67.1%）	・地域のネットワークによる潜在的な要支援者の把握（41.7%）	・世代間交流から専門職への相談までできる地域の拠点づくり（34.2%）
地区社協（n=11）	・地域のネットワークによる潜在的な要支援者の把握（9件）	・世代間交流から専門職への相談までできる地域の拠点づくり（6件） ・若い世代の地域活動への参加の推進（6件）	
社会福祉法人（n=15）	・関係機関による連携体制の推進（10件）	・複合的な課題を抱えた世帯に対応できる分野横断的な相談体制の整備（9件）	・世代間交流から専門職への相談までできる地域の拠点づくり（7件）

地域福祉活動を行う上で、団体や委員がそれぞれに重視する協力相手があり、地域内で一定の連携ネットワークが構築されています。このネットワークを活かして、地域の課題を早期に発見し、必要な支援につないでいく体制の充実が求められます。

《協力相手》

		50%以上	40%以上	30%以上	20%以上
自治会（n=123）	協力度合いが高い相手	民生委員・児童委員（56.9%）	地区社協（43.1%）	老人クラブ（39.0%）	市役所等行政機関（26.8%） 学校関係（23.6%）
	参加・協力を依頼したい相手	—	—	市役所等行政機関（34.1%）	地域包括支援センター（26.8%） 地区社協（21.1%）
民生委員・児童委員（n=228）	協力度合いが高い相手	地域包括支援センター（68.9%） 自治会（62.3%） 地区社協（50.9%）	—	—	市役所等行政機関（27.6%）
	参加・協力を依頼したい相手	—	—	自治会（30.7%）	—
地区社協（n=11）	協力度合いが高い相手	自治会（9件） 民生委員・児童委員（9件）	地域包括支援センター（4件）	—	老人クラブ、学校関係（各3件）
	参加・協力を依頼したい相手	—	—	—	市役所等行政機関、地域包括支援センター、医療機関等専門機関（各3件） 老人クラブ、障害者相談支援事業所、社会福祉法人、学校関係、ボランティア団体・NPO法人、（各2件）
社会福祉法人（n=15）	協力度合いが高い相手	自治会（9件）	地区社協（7件） 民生委員・児童委員（6件）	社会福祉法人（5件） 市役所等行政機関（5件）	保育園・幼稚園関係（3件） 医療機関等専門機関（3件）
	参加・協力を依頼したい相手	学校関係（11件）	医療機関等専門機関（6件）	—	自治会（4件） 地区社協、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所（各3件）
専門職（ヒアリング）	協力度合いが高い相手	・関係団体・専門職（デイサービス、ケアマネジャー、相談機能等の各職能に応じて、関係団体や専門職と連携） ・市役所等行政機関（特に行政との連携は強い）			
	参加・協力を依頼したい相手	・民生委員・児童委員（見守りやボランティアとして民生委員・児童委員の担っている役割を認識しており、今後もより連携を深めたいという意見が多数）			

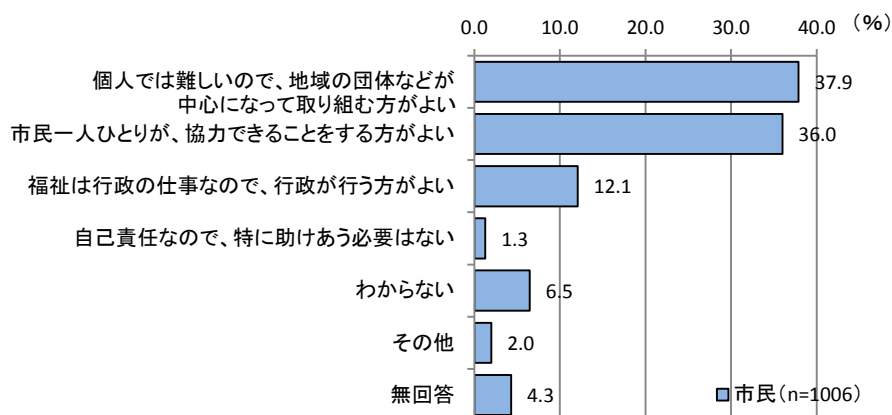
4. 市民の意識

無作為抽出した18歳以上の市民3,000人に対してアンケート調査を実施し、生活課題や地域での支え合い等に関する意識や意見を把握しました。

①支え合い、助け合いの意識

地域で助け合いを進めていくことについて、市民の意識は「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」と「個人では難しいので、地域の団体などが中心になって取り組むほうがよい」に大きく分かれています。一方、「福祉は行政の仕事なので、行政が行う方がよい」は少数にとどまっています。公助よりも共助や地域での活動のほうが幅広く支持されており、地域共生社会の実現に向けて市民の理解は得られやすいと見込まれます。この状況を活かし、理解と関心を高めていくことが重要となります。

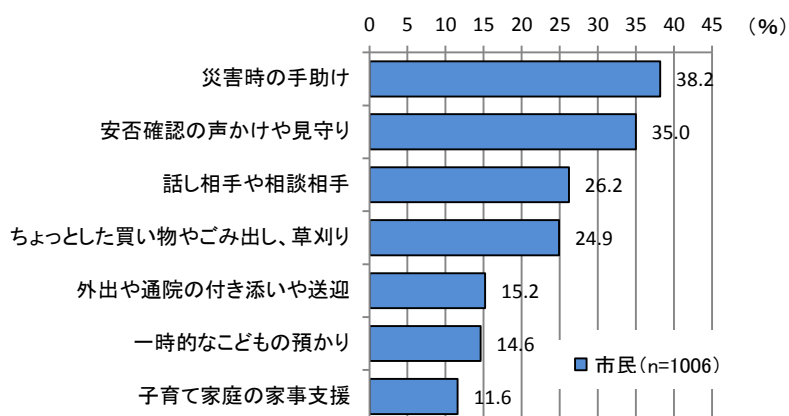
《地域で助け合いを進めていくことについて》



《地域の人が困っていた場合の手助け》

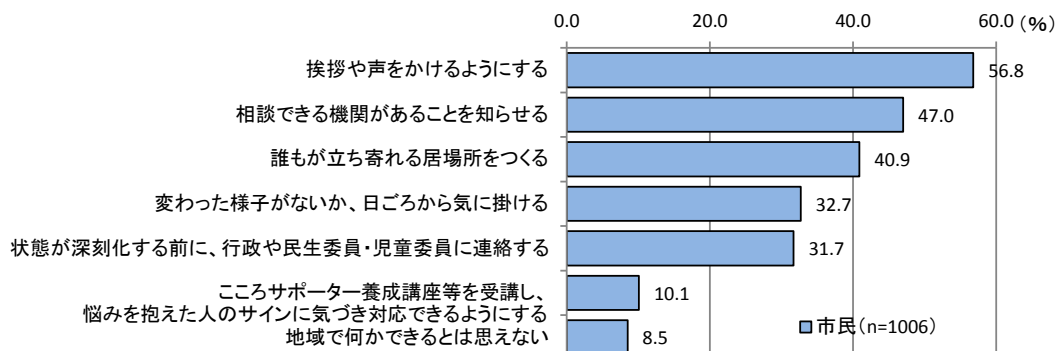
地域での助け合いに関して、地域の人困っていた場合にできる手助けをみると、「災害時の手助け」「安否確認の声かけや見守り」等については3人に1人以上、「話し相手や相談相手」「ちょっとした買い物やごみ出し、草刈り」等についても4人に1人ができると回答しています。

このような地域での助け合いが、より広がっていくように啓発に取り組んでいくことが重要です。

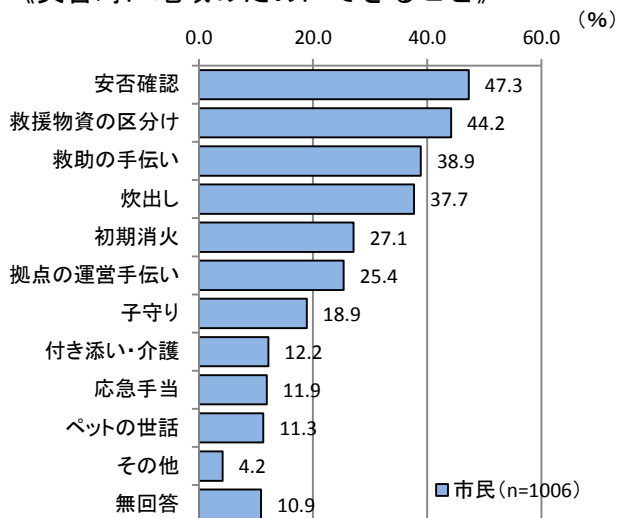


社会的孤立や引きこもりに地域でできることについては、「挨拶や声をかけるようにする」を挙げた人が半数以上となっています。また、災害時に地域のためにできることについては「安否確認」を挙げた人が半数近くにのぼっています。虐待に気づいた時に取る行動では「市役所（保健福祉センター）に連絡する」が半数以上となっています。このようなことから、様々な場面で困っている人の手助けを行う市民は少なくないと見込まれます。社会的孤立やひきこもり、災害時の避難行動、虐待等の課題に対応していくため、地域の理解を高めることが重要です。

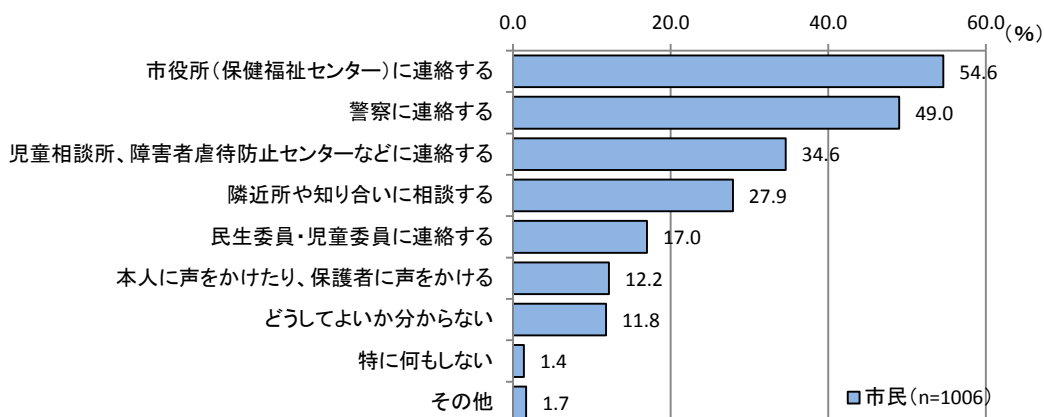
《社会的孤立や引きこもりに地域としてできること》



《災害時に地域のためにできること》



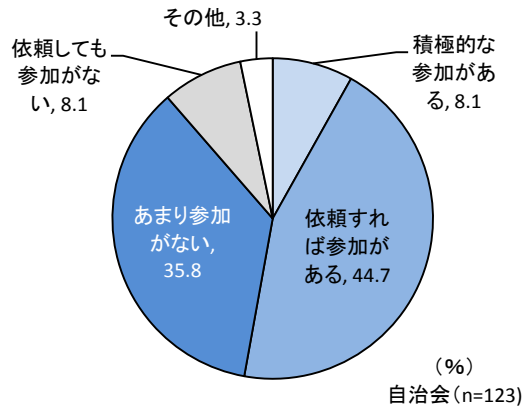
《高齢者、障がい者、子どもへの虐待に気づいた時に取る対応》



②地域活動への参加

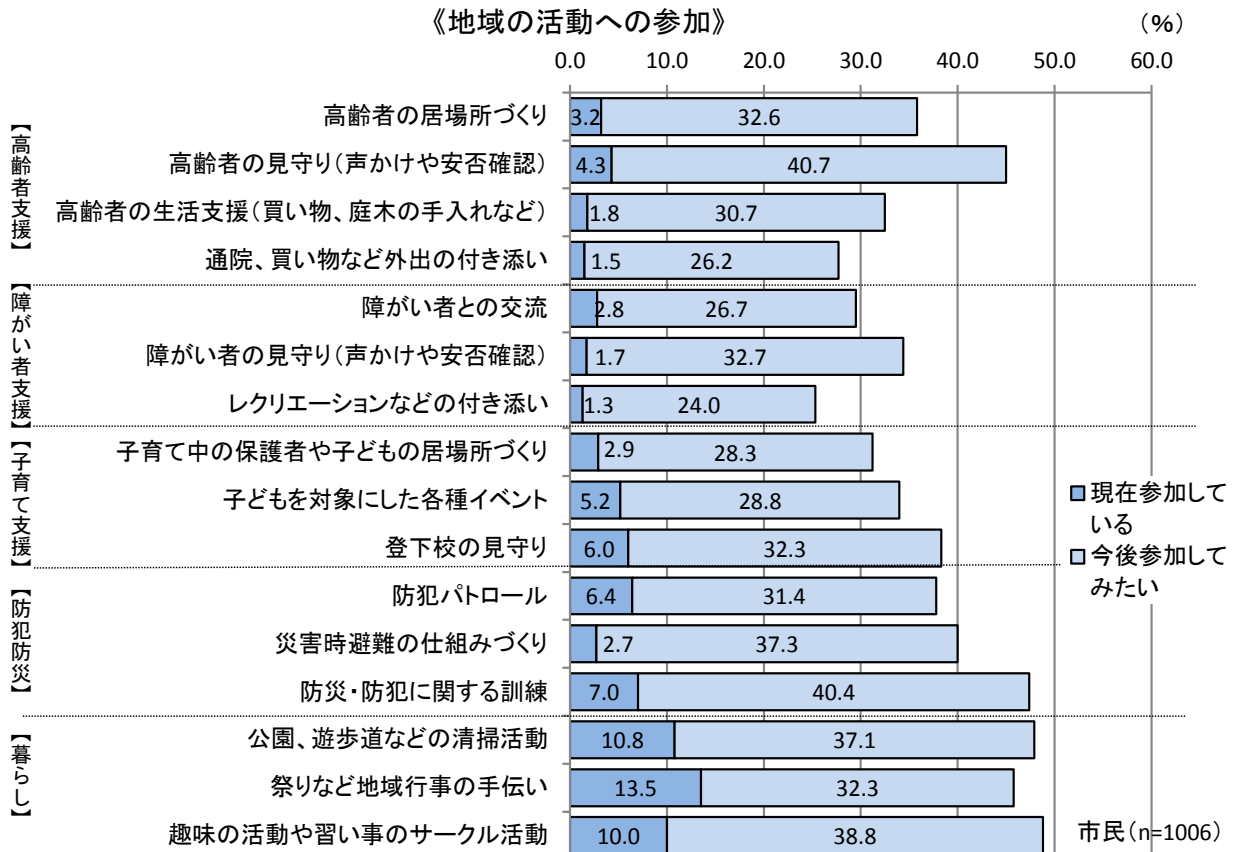
地域活動への住民の参加については、『参加がある』（「積極的な参加がある」「依頼すれば参加がある」）と回答した自治会と『参加がない』（「あまり参加がない」「依頼しても参加がない」）と回答した自治会とがほぼ半々となっています。

《地域活動への住民の参加状況》※再掲



実際に地域活動に参加している住民は、参加率が最大の「祭りなど地域行事の手伝い」でも13.5%となっており、少数にとどまっています。しかし、「今後参加してみたい」という潜在層は、いずれの活動においても少なくないことから、参加条件の工夫や積極的な働きかけが重要となります。

《地域の活動への参加》



5. 第4期大和市地域福祉計画における取り組み

前計画では、9つの個別目標に基づき地域福祉の推進に取り組んできました。

各個別目標の取り組みについては、毎年度、社会福祉審議会*で取り組み実績に地域の動向や社会情勢等を踏まえて総合的な評価を行ってきました。計画の見直しに当たっては、これまでの取り組みに対する審議会の意見を踏まえ、以下のように評価と課題を整理しました。

1. 福祉への理解と関心を高めます

【評価と課題】

◎各種講座の開催回数や参加人数など、実績が伸びている点は評価できる。

◎車いすバスケットボール体験講座の実施校を増やす努力が求められる。

成果指標	最終目標値 2018年度	実績値 2014年度	実績値 2015年度	実績値 2016年度	実績値 2017年度
①介護予防普及啓発事業等開催回数	19回	17回	39回	112回	144回
②車いすバスケットボール体験講座実施 学校数※（ ）内は参加人数	13校	14校 (1,898)	14校 (1,980)	14校 (1,755)	14校 (1,612)

2. 福祉活動の担い手を育成し活動を支援します

【評価と課題】

◎各種サポーターが増加している点は評価できる。

◎ファミリーサポートセンター*事業については、支援会員数の確保に向け一層の努力が必要である。

成果指標	最終目標値 2018年度	実績値 2014年度	実績値 2015年度	実績値 2016年度	実績値 2017年度
①支援会員数（ファミリーサポートセンター事業）	計175人	計141人	計140人	計139人	計149人
②こころサポーター*養成講座受講者数	累計647人	累計556人	累計633人	累計734人	累計927人
③介護予防サポーター*養成講座受講者数	累計1,425人	累計901人	累計1,067人	累計1,206人	累計1,376人

*【ファミリーサポートセンター】：育児の援助を行うことを希望する人（支援会員）と育児の援助を受けることを希望する人（依頼会員）がお互いに助け合う会員制の相互援助活動組織。

*【こころサポーター】：こころに不調を抱える方、自殺に傾く人のサインに気づき、対応することができる人。一般的にはゲートキーパーと呼ばれる。

*【介護予防サポーター】：地域における介護予防の普及啓発活動及び地域活動を担うボランティア。

3. 気軽に集える居場所や社会参加の場をつくります

【評価と課題】

◎ミニサロン※については、開催場所の工夫も含めて更なる拡充が求められる。

成果指標	最終目標値 2018年度	実績値 2014年度	実績値 2015年度	実績値 2016年度	実績値 2017年度
①つどいの広場※の1か所1か月あたりの平均利用者数	2,200人	1,957人	1,771人	1,611人	1,493人
②子育て応援ガイド配架箇所数	70か所	51か所	90か所	90か所	95か所

4. 地域福祉活動団体との連携をすすめます

【評価と課題】

◎避難行動要支援者支援制度※については、地域での取り組みにばらつきがないような避難支援体制を構築できるよう努力する必要がある。

成果指標	最終目標値 2018年度	実績値 2014年度	実績値 2015年度	実績値 2016年度	実績値 2017年度
①市と要援護者名簿を共有している自治会の割合	90.0%	92.8%	98.0%	100.0%	100.0%

5. 支援が必要な人たちへの訪問活動を充実します

【評価と課題】

◎「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結事業者数のより一層の拡大が求められる。

成果指標	最終目標値 2018年度	実績値 2014年度	実績値 2015年度	実績値 2016年度	実績値 2017年度
①「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結事業者数	8事業所	10事業所	12事業所	15事業所	19事業所
②特定健康診査受診者（特定保健指導対象者）への訪問指導件数 ※（ ）内は訪問率	600件	605件	472件 (32.8%)	519件 (34.9%)	353件 (27.3%)
③乳児家庭全戸訪問事業による訪問率 ※（ ）内は訪問件数	98.0%	94.6% (2,002人)	100.2% (2,198人)	97.2% (2,030人)	99.6% (1,999人)

※【ミニサロン】：高齢の方が、自宅に閉じこもることなく、地元の身近な会場に足を運びお茶を飲みながら気軽にお話ができる場。

※【つどいの広場】：子育て中の親と子が気軽に集い、相談・情報提供・講習などのサービスを受けることができる場。

※【避難行動要支援者支援制度】：災害対策基本法に基づき、災害時の避難に支援が必要な方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、平常時から自治会、民生委員・児童委員、地区社協等の避難支援等関係者に名簿情報（氏名、住所、連絡先、避難支援を必要とする事由等）の提供する制度。

6. 相談体制を整え情報提供を充実します

【評価と課題】

- ◎相談件数や相談窓口数等、実績が伸びている点は評価できる。
- ◎今後もより一層の努力が求められる。

成果指標	最終目標値 2018年度	実績値 2014年度	実績値 2015年度	実績値 2016年度	実績値 2017年度
①地域包括支援センター※での相談件数	46,696件	49,447件	51,661件	50,661件	58,051件
②子育て支援センター※での相談件数	2,250件	3,136件	3,434件	3,706件	2,376件

7. 包括的で継続的な支援の体制を整えます

【評価と課題】

- ◎協議会への参加機関数や地域ケア会議※の実施回数等、実績値が伸びている点は評価できる。
- ◎更なる拡充に向けての努力が求められる。

成果指標	最終目標値 2018年度	実績値 2014年度	実績値 2015年度	実績値 2016年度	実績値 2017年度
①要保護児童※対策地域協議会への参加機関数	20機関	20機関	20機関	20機関	22機関
②地域包括支援センターでのケース検討件数	1,870件	1,665件	1,728件	1,889件	2,274件

8. 地域で暮らしやすい在宅サービスを提供します

【評価と課題】

- ◎母子家庭の貧困対策について、一層の努力が必要である。

成果指標	最終目標値 2018年度	実績値 2014年度	実績値 2015年度	実績値 2016年度	実績値 2017年度
①生活保護受給世帯のうち、働ける世帯	20.0%	17.4%	17.0%	13.8%	12.5%
②小規模多機能型居宅介護事業所※数	11事業所	8事業所	8事業所	9事業所	9事業所

- ※【地域包括支援センター】：介護保険法に基づき、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う拠点。
- ※【子育て支援センター】：子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、地域の保育情報の提供、家庭的保育を行う者への支援などを行う拠点。
- ※【地域ケア会議】：高齢者個人に対する支援や、社会基盤の整備等を多職種協働で推進する地域の会議。
- ※【要保護児童】：保護者のない児童、保護者に監護させることが不適當な児童、身体的・精神的障害が認められている児童、行動に問題のある児童等、保護が必要な児童。
- ※【小規模多機能型居宅介護事業所】：デイサービスを中心に、ホームヘルプやショートステイを一体的に提供する介護保険事業所。

9. 権利擁護の仕組みづくりを推進します

【評価と課題】

◎ 将来的に後見人が不足することが予想されるため、市民後見人[※]の育成を一層進める必要がある。

成果指標	最終目標値	実績値	実績値	実績値	実績値
	2018年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
①成年後見制度 [※] 講演会受講者数	210人	133人	51人	73人	61人

※【市民後見人】：一般市民による成年後見人。同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

※【成年後見制度】：認知症や知的障害などで判断能力が不十分なために財産管理や契約などの手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理や行為の補助をする成年後見人を選任する制度。